

# 公 示

## 1 厚生労働大臣による社会保険労務士法に基づく当会会員への懲戒処分

(1) 処分内容:令和3年10月14日から1か月の社会保険労務士の業務停止

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
向平 純也	第 01130007 号	社会保険労務士ジャスティス法務事務所	函館市亀田中野町 314-9

処 分 日:令和3年10月14日

処分理由:被処分者は、

A 社及び B 社(以下「事業主」という。)に係る両立支援等助成金(出生時両立支援コース(育児休業/個別支援加算))(以下「個別支援加算」という。)の支給申請に際し、事業主が対象男性労働者と面談した日、(A 社は令和2年3月16日、B 社は令和2年3月11日)において実際には使用していない「育児休業を取得してみませんか?」と題するリーフレットを作成し、個別支援加算支給申請書に添付し、令和2年5月29日、北海道労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実を反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

(2) 処分内容:失格処分

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
石川 雅之	第 01100065 号	社会保険労務士法人SR石川事務所	札幌市清田区清田 1 条 2 丁目 4 番 36 号

処分日:令和2年2月26日

処分理由:被処分者は、

第一 自らが営む事務所に係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、自ら改ざんした労働者の労働条件通知書兼労働契約書及び給料支払明細書を添付し、平成27年5月18日に北海道労働局へ提出した。また、キャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、自ら作成したり労働者に作成させた虚偽の「OJT実施状況報告書(訓練日誌)」を添付し、平成26年10月24日及び平成27年2月13日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第二 A有限会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書を自ら改ざんして添付し、平成26年11月28日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第三 B株式会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成26年7月31日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第四 株式会社Cに係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書及び賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成27年11月18日に当該申請書を千歳公共職業安定所へ提出した

第五 株式会社Dに係るキャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、同社の労働者の退職願を自ら改ざんして添付し、平成27年11月9日に当該申請書を北海道労働局へ提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実 に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な 非行があったとき」に該当するものである。

## 2 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員の処分

### (1) 処分内容:会員権の停止

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5
長谷川 平	第 01090024 号		

処 分 日:令和 5 年 4 月 7 日

処分理由:会費滞納(令和 4 年度会費の全部)

処分期間:処分の日から令和 4 年度滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5

処分日:令和 4 年 4 月 26 日

処分理由:会費滞納(令和 2 年度及び令和 3 年度会費の全部)

処分期間:処分の日から令和 2 年度及び令和 3 年度滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
長谷川 平	第 01090024 号		
山田美智子	第 01831036 号	労務管理札幌センター	札幌市北区北 22 条西 2 丁目 1 番 2 号

処分日:令和 4 年 4 月 8 日

処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間:処分の日から滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
向平 純也	第 01130007 号	社会保険労務士ジャスティス法務事務所	函館市亀田中野町 314-9

処分日:令和4年3月15日

処分理由:両立支援等助成金の支給申請に際し、実際には使用していないリーフレットを作成して、北海道労働局長に対して虚偽の申請を行ったこと。これは、社会保険労務士法第25条の2第1項及び第25条の3に該当し、特に北海道社会保険労務士会会則第41条(信用失墜行為の禁止)に抵触する行為であり、同会則第40条(会則の遵守義務)に違反するため。

処分期間:処分の日から2か月

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
豊島隆太郎	第 01030015 号	豊島総合事務所	札幌市中央区南 20 条西 14 丁目 2-21-302

処分日:令和3年6月4日

処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間:処分の日から滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
齋藤 睦則	第 01180041 号	さいとう社会保険労務士事務所	札幌市中央区南 1 条東 5 丁目 1 番地 12 ル・サンク大通 301 号
細畑 伸行	第 01190040 号	細畑社会保険労務士事務所	札幌市白石区東札幌 4 条 2 丁目 6-8 グリーンシャトー東札幌 305 号室

処分日:令和 3 年 4 月 26 日

処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間:処分の日から滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5

処分日:令和 2 年 9 月 4 日

処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間:処分の日から滞納会費を完納するまで

(1) - 2 会員権停止処分の解除

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
細畑 伸行	第 01190040 号	細畑社会保険労務士事務所	札幌市白石区東札幌 4 条 2 丁目 6-8 グリーンシャトー東札幌 305 号室

処分の解除を行った日: 令和 4 年 5 月 12 日

理由: 滞納会費が完納されたため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
齋藤 睦則	第 01180041 号	さいとう社会保険労務士事務所	札幌市中央区南 1 条東 5 丁目 1 番地 12 ル・サンク大通 301 号

処分の解除を行った日: 令和 3 年 10 月 19 日

理由: 滞納会費が完納されたため

### 3 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員への退会勧告

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地	退会勧告到達日
長谷川 平	第 01090024 号			令和 5 年 5 月 10 日

退会勧告を決議した日:令和 5 年 4 月 14 日

理由:令和 4 年 4 月 8 日付会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地	退会勧告を行った日
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291	令和 3 年 9 月 10 日
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202	令和 3 年 9 月 10 日
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号	令和 3 年 9 月 17 日
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5	令和 3 年 9 月 11 日

理由:会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため